

既存敷地への新庁舎建設の可否について

《建設にあたっての条件》

- ◎ 庁舎南側の市道(一方通行)を廃止し、南側の駐車場まで含めた 約15,000㎡ を本庁舎の敷地とする。
- ◎ 地方債同意等基準をもとに、現本庁舎及び分散している庁舎の職員数により算定した 約16,200㎡ を新庁舎の延床面積とする。
- ◎ 新庁舎が完成するまでの間は既存の庁舎を使用し、新庁舎完成後、既存の庁舎を解体する。
- ◎ 本庁舎敷地の北側は第一種住居地域、西側は準工業地域であり、それぞれに日影規制があるため、当該規制をクリアすることを条件とする。

※ あくまで、建設位置、建設規模等については目安として設定したものであり、確約するものではありません。

※ 日影規制により制限される日影時間

- ・第一種住居地域… 敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲は4時間以上、10mを超える範囲は2.5時間以上
- ・準工業地域… 敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲は5時間以上、10mを超える範囲は3時間以上

■ ケース 1

- ・既存の庁舎の南側に国道17号と平行に建設する。
- ・1フロアの面積は2,700㎡(東西90m×南北30m)
- ・各階の階高は、1階 5.0m 2階以上は 4.0m

	6階建て	7階建て	8階建て
延床面積	16,200㎡	18,900㎡	21,600㎡
最高の高さ	25.0m	29.0m	33.0m
建設の可否	可	可	不可

⇒ ケース1の場合、7階建てまでの庁舎が建設可能



■ ケース 2

- ・既存の庁舎の南側に現庁舎と平行に建設する。
- ・1フロアの面積は2,700㎡(東西90m×南北30m)
- ・各階の階高は、1階 5.0m 2階以上は 4.0m

	6階建て	7階建て
延床面積	16,200㎡	18,900㎡
最高の高さ	25.0m	29.0m
建設の可否	可	不可

⇒ ケース2の場合、6階建てまでの庁舎が建設可能



■ ケース 3

- ・既存の庁舎の南側に現庁舎と平行に建設する。
- ・1フロアの面積は2,500㎡(東西50m×南北50m)
- ・各階の階高は、1階 5.0m 2階以上は 4.0m

	7階建て
延床面積	17,500㎡
最高の高さ	29.0m
建設の可否	不可

⇒ ケース3の場合、新庁舎の建設は不可能

